4.　基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用ＯＢＤの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
（略）	（略）
1.⑵に掲げる装置	次のいずれかの要件に該当するものであること。 ⑴　（略） ⑵　警告灯（協定規則第154号の附則Ｃ５の3.5.及び3.7.の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.2.5.2.（作動モード４に限る。）に定める条件により点灯するものに限る。）を点灯させるための信号が出力されているものであること。 ⑶　協定規則第154号の附則Ｃ５の基準が適用されるものにあっては、同附則の3.3.3.に規定する装置（レベル１Ａに関する装置を除く。）について、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.の基準が適用されるものにあっては、Ⅳ.2.6.1.5.2.に規定する監視の全てについて、１つもレディネスコードが記録されていないものであること。 ⑷・⑸　（略）

別添125　車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準

1.　（略）

2.　用語の定義

2.1.～2.11.　（略）

2.12.　「ライフタイム値の保持状況」とは、5.2.に規定するようにライフタイム値が保持されている状態を「0」で示し、5.5.に規定するようにライフタイム値が保持しなくなった事実が記録されている状態を「1」で示したものをいう。

2.13.　「バッテリーＳＯＣＥ」とは、専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車又は車両総重量3.5ｔ以下の自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）を除く。以下同じ。）にあっては別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するＷＬＴＣモード法（以下、「ＷＬＴＣモード法」という。）により運行する場合、車両総重量3.5ｔ超の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車を除く。）にあっては別添41「重量車排出ガスの測定方法」のⅤに規定するＪH25モード法により運行する場合におけるバッテリーの使用可能エネルギーであって法第75条第１項又は法第75条の２第１項の指定に当たり製作者が設計上定めたものとして申告するものに対する使用過程におけるバッテリーの使用可能エネルギーの割合をいう。

4.　基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用ＯＢＤの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
（略）	（略）
1.⑵に掲げる装置	次のいずれかの要件に該当するものであること。 ⑴　（略） ⑵　警告灯（協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版若しくは協定規則第154号の附則Ｃ５の3.5.及び3.7.の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.2.5.2.（作動モード４に限る。）に定める条件により点灯するものに限る。）を点灯させるための信号が出力されているものであること。 ⑶　協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版又は協定規則第154号の附則Ｃ５の基準が適用されるものにあっては、同附則の3.3.3.に規定する装置（レベル１Ａに関する装置を除く。）について、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅳ.の基準が適用されるものにあっては、Ⅳ.2.6.1.5.2.に規定する監視の全てについて、１つもレディネスコードが記録されていないものであること。 ⑷・⑸　（略）

別添125　車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準

1.　（略）

2.　用語の定義

2.1.～2.11.　（略）

（新設）

2.12.　「バッテリーＳＯＣＥ」とは、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するＷＬＴＣモード法（以下、「ＷＬＴＣモード法」という。）により運行する場合におけるバッテリーの使用可能エネルギーであって法第75条第１項の指定に当たり算定するものに対する使用過程におけるバッテリーの使用可能エネルギーの割合をいう。